43					405,200
44					406,300
45					407,100
46					407,700
47					408,300
48					408,900
49					409,300
50					409,900
51					410,500
52					411,100
53					411,600
54					412,200
55					412,800
56					413,300
57					413,700
58					414,100
59					414,500
60					414,900
61					415,300
62					415,800
63					416,100
64					416,500
65					416,800
66					417,300
67					417,800
68					418,100
69					418,600
70					419,100
71					419,600
72					420,100
73					420,600
74					421,100
75					421,600
76		422,100			
77		422,600			
再任用職員		328,600	431,800		487,700

備考　この表は、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

第二条　一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一条の三第二項第一号中「百分の十八」を「百分の二十」に改め、同項第二号中「百分の十五」を「百分の十六」に改め、同項第三号中「百分の十二」を「百分の十五」に改め、同項第四号中「百分の十」を「百分の十二」に改め、同項第五号中「百分の六」を「百分の十」に改め、同項第六号中「百分の三」を「百分の六」に改め、同項に次の一号を加える。

七　七級地　百分の三

第十一条の四及び第十一条の五中「百分の十五」を「百分の十六」に改める。

第十一条の八第一項第一号中「百分の六」を「百分の十」に改め、同項第二号中「百分の三」を「百分の五」に改める。

第十二条の二第二項中「二万三千円」を「三万円」に、「四万五千円」を「七万円」に改める。

第十九条の三第一項中「年末年始の休日等」の下に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第十九条の三第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　第一項に規定する場合　次に掲げる職員の区分に応じ、同項の勤務一回につき、それぞれ次に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事院規則で定める勤務をした職員にあつては、それぞれその額に百分の百五十を乗じて得た額）

イ　管理監督職員等　一万二千円を超えない範囲内において人事院規則で定める額

ロ　指定職俸給表の適用を受ける職員　イの人事院規則で定める額のうち最高のものに百分の百五十を乗じて得た額

二　前項に規定する場合　同項の勤務一回につき、六千円を超えない範囲内において人事院規則で定める額

第十九条の七第二項第一号イ中「百分の八十二・五」を「百分の七十五」に、「百分の百二・五」を「百分の九十五」に改め、同号ロ中「百分の九十二・五」を「百分の八十五」に改め、同項第二号イ中「百分の三十七・五」を「百分の三十五」に、「百分の四十七・五」を「百分の四十五」に改め、同号ロ中「百分の五十」を「百分の四十五」に改める。

第十九条の八第三項中「、第十二条の二」を削る。

第二十二条第一項中「三万四千九百円」を「三万四千二百円」に改める。

附則第八項中「当分の間」を「平成三十年三月三十一日までの間」に改める。

附則第十一項中「百分の一・二三七五」を「百分の一・一二五」に、「百分の一・五三七五」を「百分の一・四二五」に、「百分の八十二・五」を「百分の七十五」に、「百分の百二・五」を「百分の九十五」に改める。

別表第一から別表第七までを次のように改める。